

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年1月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200584 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200032 号

第1 結論

昭和 55 年 * 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 * 月から昭和 57 年 3 月まで

請求期間は、私が短期大学の学生だったときで、当該期間の国民年金保険料は母親が納付したと聞いている。

当時の年金手帳や領収書は残っていないが、母親が私の国民年金保険料を納付したと考えられるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間は短期大学の学生であり、母親が請求期間の国民年金保険料を納付している旨主張している。

しかしながら、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号（以下、「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、オンライン記録によると、請求者が 20 歳到達により国民年金の被保険者となった昭和 55 年 * 月 * 日に係る被保険者資格の入力処理は、平成 3 年 5 月 30 日に行われていることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索を行ったものの、請求者の国民年金番号「*」のほかに国民年金番号が払い出されたことを確認することができず、当該国民年金番号が払い出された平成 3 年 5 月時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする請求者の母親は高齢のため聴取することが難しいことから、請求期間の保険料納付状況等については不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。